

川企発第23号
令和7年6月27日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 青山 聖子 様
同 関 由紀夫 様

川口市長 奥ノ木 信夫



包括外部監査結果に対する措置について（通知）

平成30年度から令和5年度に実施した包括外部監査結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。



監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
平成 30年度 病院		指摘10	122	入院未収金の内の6年 以上滞留分の回収に注 力を	入院未収金は、前月分を当月に納入してもらうことになっているため、全て通常どおりに納入されれば、1か月分のみが未収金として残ることになり、割合的には12分の1で8.3%である。しかし、実際の残高のレベルは62.4%であり、新規発生分の7.5か月分相当額が残っている計算になり、この事実を強く認識する必要がある。 残高が増加している原因は、当年度発生分ではなく、発生の翌年度以降の滞留分である。特に6年以上滞留している未収金の著しい増加傾向は特に注意事項である。当年度発生分及び1年～5年滞留分が減少していることから、これらと同様に6年以上滞留分についても回収に注力するべきである。ただし、6年以上滞留分には回収不可能な債権も含まれていることから、債権内容を精査することで回収可能債権を明確にし、それらに対する回収に努めるべきである。	対応中	入院未収金は、未収金管理システムを導入し、フローチャートでの段階的な流れによる一週間ごとの債権の動きを確認し、効率的な債権管理に努めるとともに、6年以上滞留分の債権内容を精査し、回収不能債権を放棄することで、回収可能債権を明確にし、回収にあたっている。 また、6年以上滞留分の分割納付が中断したもののには督促、催告を的確に実施している。	医事課
平成 30年度 病院		指摘11	124	外来未収金の回収に注 力を	外来患者は診療を受けた後に、診療費を窓口又は自動精算機で支払うことになっているわけだから、救急の場合を除けば原則的には未収金が生じることはない。その外来未収金残高が年々増加しており、平成29年度では残高率が25.6%に達している。この値は、新規発生分の3か月分に相当する額である。まずは、この点を指摘したい。 次に、外来未収金の大きな問題点であるが、当年度発生分の未収金残高が年々増加しているという点である。平成29年度の残高は、平成25年度の残高と比較して約32%も増加しているのである。回収業務に努めている場合には、その現れとして、入院未収金のように当年度発生分の未収金が減少してくるはずである。 しかし、その当年度発生分の未収金が増加しているということであるから、回収努力がまだ十分とは言えず、より一層回収業務に努める必要がある。 また、入院未収金と同様に、6年以上滞留している未収金が増加の一途をたどっている。滞留分の内、1年～5年滞留分は減少していることから、これらと同様に回収に努め、6年以上滞留分の残高減少に注力するべきである。	対応中	現年度未収金については、できる限り発生が把握できた際に速やかに電話連絡等により催告を実施することとしている。それでも支払いがない場合は、約2週間の期間をおいて督促状を発送している。さらに、納付がない場合は、約2週間後に文書または必要に応じ架電等による催告を実施する。無反応など悪質な場合には法律事務所等に回収業務を委託し、早期の回収に努めている。 6年以上滞留分については、入院未収金同様に債権内容を精査し、回収不能債権の放棄や回収可能債権を明確にし、回収にあたっている。	医事課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
平成 30年度 病院		指摘12	125	外国人未収金に関する 早急の対策	入院未収金における外国人残高の内訳を調べると、平成19年度の発生から多額の滞留が始まっている。滞留した未収金の回収が進まず、毎年度蓄積しているため、その割合が増加を示すことになるのである。 また、外来未収金残高に占める外国人の割合は、常に入院未収金よりも高い値を示している。このことは、外国人が日常的に医療センターを利用していることによるものであるが、もしも「自治体病院だから」という理由で医療センターを利用しているのであれば、今後においても外国人の外来未収金は増加し続けるはずである。 外国人が多く居住する地域の存在、無保険の外国人患者の増加など、未収金に占める外国人の割合の増加傾向は地域性によるところもあるが、出入国管理法の改正による外国人労働者の受入れ拡大等により、川口市の外国人は今後ますます増加することが予想される。そうなれば、外来未収金だけでなく、入院未収金に占める外国人の割合も益々上昇するはずである。 外国人に関しては、帰国されてしまったらその後の回収は不可能な状況に陥ってしまうため、将来的に大きな問題になる可能性を持っている。そのような状況に備えて、早急の対策を講ずるべきである。	対応中	保険証の確認と同時に顔写真付き公的証明書の提示を求めるなど本人確認を徹底している。一括払いが困難な場合には納入誓約書や支払確約書の提出により家族や保証人等複数人の連絡先を徴取している。平成31年からは必要に応じ、通訳機能があるモバイル端末等を利用して、各診療科にて診療費の請求から支払いまでの流れの説明をおこなっている。 入院費が高額となる場合は、入院前の手続きの際に概算金額を提示し、支払い相談を実施するとともに、公的支援の案内や現金以外での支払方法(カード決済)について説明している。また、退院時に全額の支払いが出来ない場合や支払い予定が遅れるときは、分納相談を適宜実施し、未収金発生抑制に努めている。	医事課
平成 30年度 病院		指摘13	128	発生年度の翌年度の回収に全力を(外来未収金)	平成29年度における平成21年度及び平成22年度発生分の1,000千円以上の回収は、今後の滞留未収金の回収において明るい兆候といえる。今後においても、このように回収額が増加するよう引き続き努めるべきである。 単年度ではあるが、上述のように滞留未収金の回収に好ましい実績があったが、その他の年度では、やはり滞留未収金の回収は厳しいものがある。 救急の場合を除けば原則的には未収金が発生しないはずの外来診療費であるわけだから、未収金の対象患者は支払い意識が低いものと想定される。発生翌年度の回収率が約5割であり、入院未収金の約7割に比較して低いこともその表れと考える。そうであればこそ、より早い段階で回収する必要がある。未収金残高を減少させるためには、発生年度の翌年度の回収に全力を注ぐべきである。	対応中	令和元年6月から医事会計システムに未収金管理システムを導入し、フローチャートを入れ機能の向上、充実を図り、未収金管理が従前より容易になり、効率的な回収方法が改善された。未収金の回収は発生から早期対応が重要であり、現年度分の回収に適切に取り組み、翌年度未収金額の抑制を推進している。また、指摘11の対策を行いつつ、支払いに応じない債権者は未収金回収業務委託を締結している法律事務所に債権の回収を委託し回収に努めている。この他、川口市薬剤師会に未収金抑制対策として、処方薬の受取りに際し、医療費未納での受取り防止の協力を得ている。	医事課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
平成 30年度 病院		意見4	51	現金預金の減少への対策が必要である。	現金預金は平成25年度から一度も増加することなく減少し続けている。平成25年度に45億円あった現金預金が、平成29年度には28億円までおよそ37%減少しており、医療センターが医業を提供するほど現金預金が減少する状況となっている。収益の増大、提供する医業の質を落とさない費用の抑制を図り、現金預金の減少への対策を講じるべきと考える。	対応中	令和元年度末の現金預金は約9.7億円まで減少したが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金等により、令和3年度末現金預金は約34.1億円に回復。しかしながら、令和4年度以降は再び減少に転じているため、常に現金預金の動きに注視し、資金不足のないよう努めている。 収益については、今後もクリニカルパス適用の拡大と早期退院支援の促進によるDPC対象入院期間の更なる適正化、外来診療の適正化、診療報酬請求の入念な点検による確実な収益化により増収を図る。また、費用については、ベンチマークなどを活用した医薬品、診療材料の価格交渉の更なる推進により、廉価での購入に努め、削減を図っていく。	病院総務課
平成 30年度 病院		意見4	51	現金預金の減少への対策が必要である。	現金預金は平成25年度から一度も増加することなく減少し続けている。平成25年度に45億円あった現金預金が、平成29年度には28億円までおよそ37%減少しており、医療センターが医業を提供するほど現金預金が減少する状況となっている。収益の増大、提供する医業の質を落とさない費用の抑制を図り、現金預金の減少への対策を講じるべきと考える。	対応中	令和元年度末の現金預金は約9.7億円まで減少したが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金等により、令和3年度末現金預金は約34.1億円に回復。しかしながら、令和4年度以降は再び減少に転じているため、常に現金預金の動きに注視し、資金不足のないよう努めている。 収益については、今後もクリニカルパス適用の拡大と早期退院支援の促進によるDPC対象入院期間の更なる適正化、外来診療の適正化、診療報酬請求の入念な点検による確実な収益化により増収を図る。また、費用については、ベンチマークなどを活用した医薬品、診療材料の価格交渉の更なる推進により、廉価での購入に努め、削減を図っていく。	経営企画課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
平成 30年度 病院		意見4	51	現金預金の減少への対策が必要である。	現金預金は平成25年度から一度も増加することなく減少し続けている。平成25年度に45億円あった現金預金が、平成29年度には28億円までおよそ37%減少しており、医療センターが医業を提供するほど現金預金が減少する状況となっている。収益の増大、提供する医業の質を落とさない費用の抑制を図り、現金預金の減少への対策を講じるべきと考える。	対応中	令和元年度末の現金預金は約9.7億円まで減少したが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金等により、令和3年度末現金預金は約34.1億円に回復。しかしながら、令和4年度以降は再び減少に転じているため、常に現金預金の動きに注視し、資金不足のないよう努めている。収益については、今後もクリニカルパス適用の拡大と早期退院支援の促進によるDPC対象入院期間の更なる適正化、外来診療の適正化、診療報酬請求の入念な点検による確実な収益化により増収を図る。また、費用については、ベンチマークなどを活用した医薬品、診療材料の価格交渉の更なる推進により、廉価での購入に努め、削減を図っていく。	管理課
平成 30年度 病院		意見6	56	一般会計負担金の診療科別充当金額を把握すべきである。	地方公営企業の経営原則は独立採算制であるが、完全な独立採算制ではなく、地方自治体の一般会計から経費負担を受けることが認められている。地方公営企業法には、一般会計繰入金について定めがあり、具体的な繰入項目は、地方公営企業法施行令や総務省自治財政局長から毎年通知される「繰出基準」で明示される。地方公営企業法第17条の2第1項第1号及び第2号に基づく繰入金は、地方自治体病院の公共性に鑑みた活動に伴う不採算額、及び企業債の償還を含む建設改良に係る経費を補填するものである。第1号の「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」とは、本来地方公共団体の一般行政事務として行う仕事を地方公営企業が肩代わりして行う際に生じる経費をいう。第2号の「能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」とは、受益者負担を求めるべきではあるが、負担能力の観点等から全額を受益者負担とするのは困難な経費、もともと採算をとるのが困難な活動を公共的見地から行うための経費をいう。第1号及び第2号に該当する一般会計繰入金は、不採算事業にならざるをえないものに係る地方自治体の負担であり、病院事業の赤字救済ではない。したがって、当該繰入金を能率的な経営を行わない結果生じた病院の損失補填のための繰入金とみえることは適当ではない。医療センターでは、診療科別の損益計算がなされていないため、一般会計繰入金の算定は病院事業における各科目の決算額を診療科ごとの職員数や患者数等を用いて按分した値によっている。本来は診療科ごとの損益計算を行い、これに基づいて一般会計負担金を算定することが望ましい。診療科別損益計算の結果に基づいて、一般会計負担金の算定基準を精緻化すべきと考える。	対応中	診療科別損益計算が一般会計負担金の精算に使用できれば精算が精緻化されるものの、一般会計負担金の精算は、年度末から1か月程度の期間で決算作業と同時進行で行うため、短時間での集計が可能な資料により合理的な精算を行っている。その結果、一般会計負担金における大部分の繰出基準が診療科別損益計算ではない。しかしながら、診療科別損益計算の有効性を全否定するものではないことから、診療科別充当額を把握する必要性については今後も検討課題とする。	病院総務課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
平成 30年度 病院		意見7	62	退職給付引当金の引当額と実給付額との差額が多額である場合は、決算書においても計上することを検討するべきである。	退職給付引当金は規定通り自己都合退職をもとに退職金が計算されており、定年にて退職する職員は毎年数名存在する。上記にて試算を行った結果、引当金総額(自己都合)は平成29年度末時点の金額であるため今後も引当金として増額していくものの、現時点では大幅な引当不足となっている。ただし、当該年度における定年退職予定者の退職給付引当金については、自己都合退職をもとに計算された引当額と、実給付額との差額を当該年度予算にて追加積立している。予算にて手当がなされているものの、当該年度の前年度の貸借対照表においては引当金不足が生じているため、引当不足が多額である場合は、決算書においても引当金の計上を検討すべきと考える。	対応中	公営企業での算定方法については、平成26年度地方公営企業会計制度改正時に総務省資料に記載された通り、「期末要支給額(年度末に特別職を含む全職員(年度末退職者を除く。))が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額)にすることができる。」とされることから、その対応を検討している。	病院総務課
平成 30年度 病院		意見12	90	インシデント・アクシデントの報告を様々な角度から分析できるような集計方法を検討し、集計結果を分析して業務改善に活かすべきである。	報告事象レベル別の集計は、今回、監査を実施するにあたって作成を依頼して入手できたものである。医療センターでは、報告のあった個別のインシデント・アクシデントには適宜対応する方針とし、今後継続的な対応が必要なもの、共有し続けることが望まれるものについては、重要事例報告書、事例報告書としてファイリングし保管している。個別の報告ベースでの対応は有効に機能していると考えられるが、総括的な管理や重点管理事項、有効な再発防止策の検討のために、報告事象レベル別、発生時間別、場所別、報告職種別等の様々な観点からインシデント・アクシデントを分析することが、業務改善に有効であると思料する。	対応中	院内設置の医療安全チームにおいて、報告事象レベル別、発生時間別、場所別、報告職種別のデータ分析や事例の共有を行い、解決策を検討し、その検討結果を現場にフィードバックし再発防止に努めている。また、集計方法等については、例えば、キントーンなどの業務改善プラットフォームを用いた方法も引き続き検討している。	病院総務課